

FCC 通信

第 14号 発行: 2018 年 11 月



【筆者紹介】高橋貞三・・(㈱アーゼロンシステムコンサルタント代表取締役・・シンクタンク食品関連コンサル協議会(FCC)副会長

『軽減税率導入について』 2019 年 10 月より実地!

1.『消費税の軽減税率制度』とは?

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/keigen_00.pdf)

①軽減税率の対象品目:

酒類及び外食を除く飲食料品 ・定期購読契約された週2回以上発行される新聞

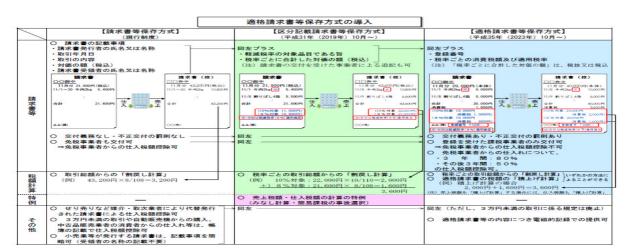
②軽減税率:8%(国分;6.24%、地方分;1.76%)

標準税率: 10%(国分; 7.8%、地方分; 2.2%)

③適格請求書等保存方式の導入:

2023年10月から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)』を導入!!

④目的:安定的な恒久財源の確保する。(平成28年度税制改正法附則)



- 2.「適格請求書等保存方式の導入」 (https://www.mof.go.jp/tax policy/summary/consumption/keigen 03.pdf)
- ① 現行制度の「請求書保存方式」の請求書記載項目;
 - ·請求書受領者氏名 ·請求者発行者氏名 ·取引年月日 ·取引内容 ·取引金額(税込;割戻し計算)
- ② 「適格請求書等保存方式導入まで」の経過措置(2019年10月~2023年9月)

「区分記載請求書等保存方式」の請求書記載項目;(簡易課税、みなし計算の特例計算式有り)

現行の請求書記載項目+(軽減税率対象品目の明記+各税率毎の税込金額)+(割戻し計算)

③ 「適格請求書等保存方式導入後」の経過措置(2023年10月~『インボイス制度』を導入!!)

「適格請求書等保存方式」の請求書記載項目;(積上げ計算又は割戻し計算)

区分記載請求書記載項目+(登録番号+税率毎の消費税金額(税込)+適応税率)+(交付義務と不正交付罰則)

+(登録を受けた課税事業者のみ交付可;免税事業者からの仕入税額控除不可;但し3年間は80%、

その後3年間は50%の仕入税額控除可)

④ 消費者向け商品価格表示は税込価格(総額表示)が義務付けられている。

編集責任者:高橋 貞三

